

4 製造薬第 313 号

動物用医薬品製造業許可証

氏名又は
名 称 日産化学株式会社

製造所の
所 在 地 山口県山陽小野田市大字小野田 6903 番地 1

製造所の
名 称 日産化学株式会社 小野田工場

許 可 の
区 分 動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 3 号の区分
動物用医薬品等取締規則第 11 条第 1 項第 4 号の区分

許 可 の
有効期間 令和 4 年 7 月 18 日から
令和 9 年 7 月 17 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 13 条第 1 項の規定により許可を受けた動物用医薬品の製造業者であることを証する。

令和 4 年 5 月 23 日

農林水産大臣 金子 原二郎